

令和3年度第4回南区協議会次第

日時：令和3年9月24日（金）午後1時30分から

会場：南区役所 3階 大会議室

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

南区協議会委員のリモート出席について

【区振興課】

(2) 協議事項

ア 第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント
実施について

【中央図書館】

イ 第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメントの
実施について

【道路企画課】

ウ 令和3年度地域力向上事業の提案について

【区民生活課】

(3) 諮問事項

令和4年度南区役所費の予算要求の概要について

【区振興課】

2 その他

・次回の開催予定

第5回 日時：令和3年10月8日（金）午前9時30分から

会場：南区役所 3階 大会議室

第6回 日時：令和3年11月26日（金）午後1時30分から

会場：南区役所 3階 大会議室

3 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	南区協議会委員のリモート出席について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>南区協議会における委員のリモート出席を導入するもの。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第11回協議会にて、委員より提案 ・他区におけるリモート出席の導入 ・全庁的なweb会議の推進 ・令和3年8月静岡県内に緊急事態宣言の発令 <p>【実施時期】</p> <p>令和3年9月開催の協議会から</p>				
対象の区協議会	南区				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・リモート出席の条件 ・リモート出席までの流れ 等 <p>「南区協議会リモート出席の手引き (案)」のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>リモート出席は、議事の内容等によりリモート出席が適当でないと判断した場合は通常開催とする。</p>				
担当課	南区・区振興課	担当者	池谷	電話	425-1120

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

南区協議会リモート出席の 手引き(案)

南区協議会事務局

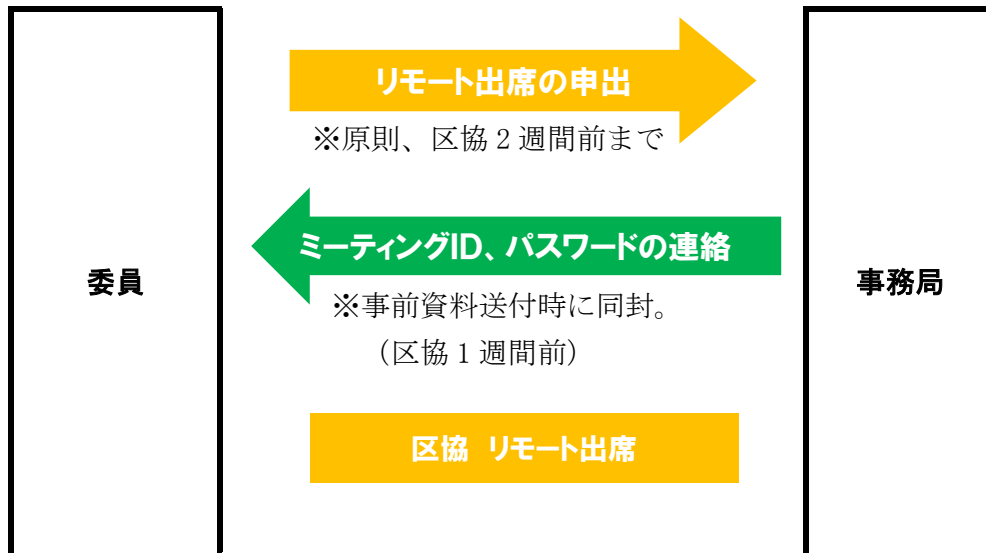
1 概要

南区協議会委員より、リモート出席の申出があった場合は、本手引きに沿って運用する。ただし、リモート出席が適当でないと判断した場合は、通常開催とする。

2 リモート出席の条件

- ・タブレット又はパソコンを所有している。
- ・アプリケーション「Zoom(ズーム)」をインストールしている（することができる）。
- ・アプリケーション「Zoom(ズーム)」の基本的な使い方を理解している。
- ・通信環境が整っている。
(事務局と通信テストを行い、問題なく配信、受信ができた場合を指す。)

3 リモート出席までの流れ



4 区協当日

時間	内容	対象者
～開始 30 分前	当日資料があった場合、メールでデータを送信	事務局
開始 20 分前	ミーティングルームを開く	事務局
15 分前	ミーティングルームへ参加 (<input type="checkbox"/> マイクミュート <input type="checkbox"/> カメラオン)	委員
開会～閉会	発言する場合は、挙手。会長に指名されたら、マイクのミュートを外し、発言する。 ※発言後は、必ずマイクをミュートにすること。	委員

※音声や映像にトラブル等が生じた場合は、挙手で事務局へ知らせること。

※会議開始の 15 分前にはミーティングルームに参加し、5 分前には着席すること。

5 Q&A

	具体例・質問	取り扱い・回答
1	リモート出席にかかる機器や通信環境、通信費について	リモート出席にかかる機器や通信費について、事務局は負担しない。また、出席者の通信環境においても、各自で準備していただく。
2	会議の途中参加、途中退出について	通常会議の取り扱いと同様。
3	通信トラブル等により会議に参加できなかった場合	欠席とみなす。
4	リモート出席者が、議事録署名人である場合	通常会議の取り扱いと同様。 万が一、通信が途切れた等、会議内容を把握することができなかった場合は、会長が新たな議事録署名人を指名する。
5	その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の録画、録音は、協議会の了承を得る。 ・委員以外の発言や傍聴がないようにすること。 ・周囲の音が聞こえる等、会議進行の妨げになることがないようにすること。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定するもの。 <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供を取り巻く環境が大きく変化する中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められている。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行 ・平成14年 国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 ・平成19年「浜松市子ども読書活動推進計画」策定 ・平成24年「第2次浜松市子ども読書活動推進計画」策定 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）の構成（案）</p> <p>第1章 基本的な考え方 第2章 子供の読書活動をめぐる動き 第3章 第2次推進計画期間における子供の読書活動の現状と課題 第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策</p> <p>○推進計画（案）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた取組の充実（第3章） ・「目指す子供像」の実現に向けた、家庭・地域・図書館・学校等の連携（第4章） ・一人一人の読書環境を支える取組の充実（第4章の4） <p>○計画の期間 令和4年度から令和13年度（10年間）※中間年に見直し予定</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年1月予定 実施時期または施行時期 令和4年4月予定</p>				
担当課	中央図書館	担当者	松原 祐記子	電話	456-0234

第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）

【概要版】

〔第1章 基本的な考え方〕

1 計画策定の背景と目的

情報のデジタル化が急速に発展し、子供たちを取り巻く環境に大きな変化が生じています。そうした中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められています。本計画は、市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定します。

2 計画の経緯と期間

【国】

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成13年法律第154号)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）
(平成14年8月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）
(平成20年3月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）
(平成25年5月)
- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）
(平成30年4月)

【県・市】

- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画
(平成16年1月 静岡県教育委員会)
- ・ 浜松市子ども読書活動推進計画
(平成19年1月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）
(平成23年3月 静岡県教育委員会)
- ・ 第2次浜松市子ども読書活動推進計画
(平成24年3月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）
(平成30年3月 静岡県教育委員会)

【第3次浜松市子供読書活動推進計画の期間】

第3次推進計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年に見直しを行う予定です。

〔第2章 子供の読書活動をめぐる動き〕

3 子供の読書活動における施策の動向

令和2年5月29日に全国学校図書館協議会から示された「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」では、感染症の拡大を防止しながら子供たちの読書活動や学習活動を可能な限りサポートするための指針が提示されています。また、学校教育の情報化の推進に関する理念や国、地方公共団体等の責務を示した「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することが求められました。読書環境においてもまた、このような情報通信技術の効果的な活用方法の模索が始まっています

子供の読書活動の推進に関する 基本的な計画（第四次計画）

第四次計画推進の方策として、発達段階に応じた取組で読書習慣の形成を促すことや、友達同士で読書を楽しむ機会を設けることなどが挙げられています。また、読書への関心をさらに高めることにも重点を置いた施策がまとめられ、生涯を通じて読書を楽しむ基盤づくりがより一層重視されました。

読書バリアフリー法の成立

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。この法律では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことに困難さを抱える方にも、読書を楽しむことができる環境を整備し、提供していくことを求めています。

学習指導要領の改訂

現行の学習指導要領における「読書」は、「知識及び技能」の「我が国の言語文化に関する事項」の中に位置付けられ、読書を国語科で育成すべき資質・能力の一つとして捉えられています。また、新設された「知識及び技能」の「情報の扱い方に関する事項」との関連も求められています。

- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画） 平成30年4月20日
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 令和元年法律第49号
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説国語編 平成30年2月 文部科学省

4 浜松市の状況

浜松市の0歳～18歳の人口

浜松市の0歳から18歳までの人口は、年々減少傾向にあり、令和元年10月の調査では、0歳児が初めて6千人を下回りました。また、75歳～80歳の年齢別人口の平均が8千人を超えている現状から、少子高齢化は他の市町村と同様に大きな課題の1つに挙げられています。

外国人住民の割合

平成19年から減少傾向にあった外国人住民の割合ですが、近年少しずつ増加傾向にあります。

また浜松市は、市立小中学校の約8割に外国籍児童生徒が在籍し、平成30年度には、その国籍が30か国にも渡るなど、多国籍化が続いています。



浜松市の面積と図書館の設置数

浜松市の総人口は797,938人で（令和3年4月調査）、静岡県内最大の人口を有する政令指定都市です。また面積は1558.06 km²であり、全国第2位の広さを誇っています。浜松市内には23の図書館1分室を有し、全国の政令指定都市の中でも2番目の施設数となっています。市内には7の行政区があり、浜松駅周辺の中区から自然豊かな天竜区まで、各地域の生活環境は様々です。そのため、地域の特性や文化に応じた特色ある選書やサービスが行われています。

学校図書館補助員の配置

浜松市は、公立小・中学校に学校図書館補助員を100%配置し、子供たちの学びの支援や図書室の環境整備を行っています。

また、中央図書館内に設置している「学校図書館支援センター」と連携を図り、連絡会や研修会等も行っていきます。

特別な支援を要する児童・生徒数

浜松市において、特別な支援を要する児童・生徒の数は増加傾向にあります。

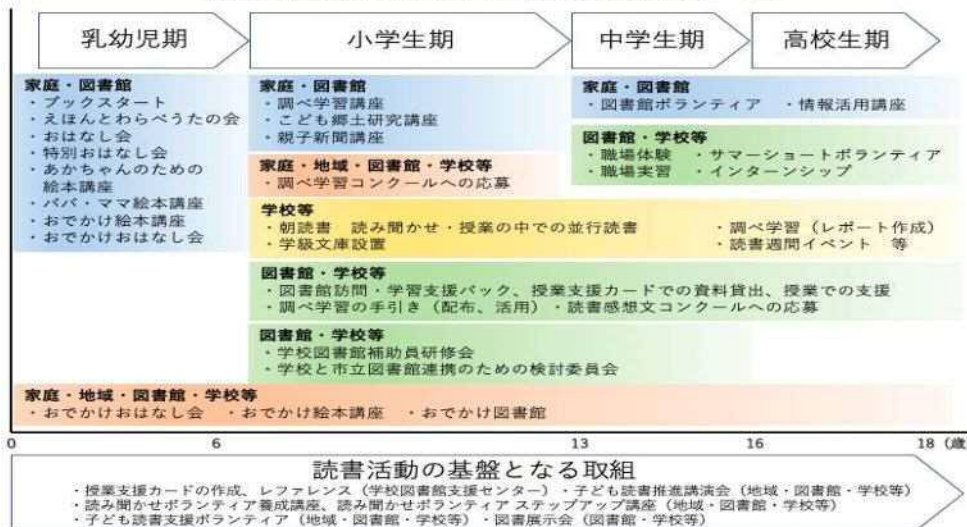
一人一人の教育的ニーズに応じた環境を整えるため発達支援学級や通級指導教室の拡充と整備を進め、小学校では約7割、中学校では約8割の学校に発達支援学級を設置しています。

〔第3章 第2次推進計画期間における子供の読書活動の現状と課題〕

5 子供の読書活動に関する取組の現状と課題

本市の読書活動は、家庭・地域・図書館・学校等と連携しながら取り組み、幼児期からの読書活動を充実させてきました。子供の成長を意識したつながりのある支援にむけて、それぞれの活動内容を発達段階ごとに整理し、本市の読書活動の状況としてまとめています。

発達段階に応じた主な取組内容一覧



パパ・ママ絵本講座

調べ学習コンクール作品

授業での図書資料活用

学校図書館補助員研修会

◎第2次計画後半（令和2年度末まで）の読書活動における、主な現状と課題

ブックスタート参加組数

平成28年度より参加組数は、毎年度減少傾向にあります。参加率はほぼ横ばいですが6割程度に留まっているのが現状です。



中学生、高校生の市立図書館利用

平成29年度より中学生の市立図書館利用者登録率は30%台、高校生は20%台となっており、第2次計画期間の最終目標値（中学生70%、高校生60%）より大きく下回る結果となっています。

各種絵本講座の開催方法

平成30年度に講座回数を減少したことにより、参加数が大きく落ち込みました。効果的なPRと、参加対象とする乳幼児連れの親子が参加しやすい開催方法の工夫、担当職員の育成及び資質向上が必要です。

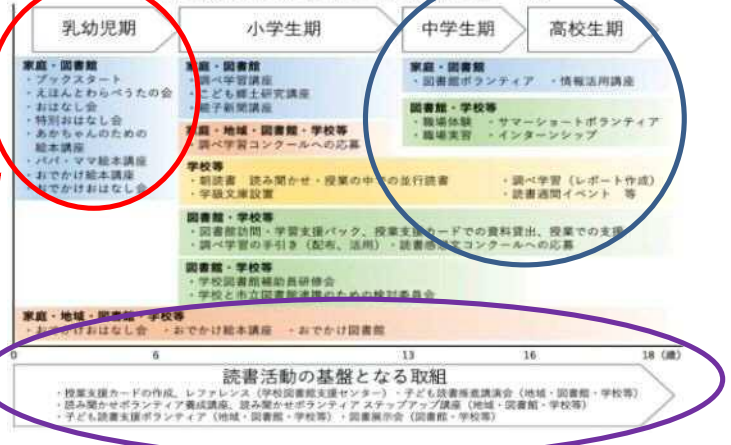
読書バリアフリーに向けた取組

外国語を母語とする子を主な対象とした、「いろいろな国の言葉のおはなし会」は開始した平成27年度以降、参加が減少しています。そのため、PR方法とともに、対象となる子供達へ提供するサービス内容の検討が必要です。

また、特別支援学校への「おでかけおはなし会」は、平成28年度実績と比較すると、訪問回数、参加数とも減少傾向が見られます。

浜松市の外国籍の子供が多い地域性や、発達支援学級数等の増加に鑑み、取組内容の改善が必要です。今後は、現場の希望を汲み取り、効果的な読書活動支援の検討が求められています。

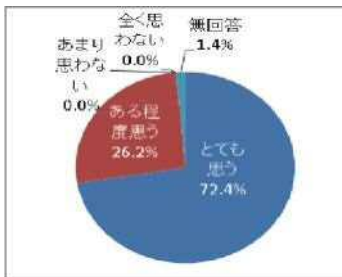
発達段階に応じた主な取組内容一覧



子供読書支援ボランティアの育成と活動の充実

「図書館読み聞かせボランティア養成講座」の修了者は、平成28年度以降、定員30人に対して概ね20人台後半以上となっています。一部会員の高齢化による活動者の減少を見込み、新規会員育成を継続するとともに、新しい生活様式に即した活動についての検討が必要です。

◎浜松市広聴モニターアンケート調査より



【質問項目：子供（0歳～18歳）の成長、発達において読書が必要だと思うか】
（広聴モニター223人：令和2年6月調査）

読書や本の読み聞かせの有用性については、広く周知されていることを示す結果となりました。一方、近年の子供の読書傾向として「以前に比べ読書に親しむことが減っている」と感じる人の割合が6割を超えています。

6 今後の方向性

令和2年度までの本市の読書活動に関する課題も含め、必要に応じて事業の見直しを行い、更に充実を図っていきます。また、子供を取り巻く状況の変化等に伴う課題に対しては、今後新たな取組を推進する必要があります。

乳幼児期から学童期における家庭への働きかけ

質の高い本を通じた触れ合いが、子供の言葉や心を育むことを実感してもらうよう、ブックスタートや絵本講座等への参加を促進します。

子供読書活動支援ボランティアの育成と連携

地域社会で活動する子供読書活動支援ボランティアを、図書館や静岡県子ども読書アドバイザーの連携の元で育成するとともに、継続的な資質向上に努めます。

本を使った調べ学習の支援

児童・生徒に対する図書館の利用指導や調べ学習指導を引き続き推進します。市立図書館では、学校への資料や情報提供を継続して行うほか、中学生・高校生を対象とした取組を充実させていきます。

読書バリアフリーに向けた取組

心身の障がいや国籍、居住地によって、享受できる読書支援の恩恵に格差の無い読書バリアフリーを目指します。

〔第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策〕

7 浜松市の目指す読書活動

子供の読書活動を推進していくためには、社会全体で本に親しむ環境を整えていく必要があります。

第2次推進計画を通して充実させてきた基盤のうえで、家庭・地域・図書館・学校等が主体的にそれぞれの特性を生かした取組を推進し、連携を図っていきます。



8 一人一人の読書環境を支える取組

外国にルーツをもつ子供（保護者）への読書活動支援

- ・自らのルーツの認識と母語の保持に資する外国語資料の収集と提供
- ・外国にルーツをもつ保護者に向けた働きかけ
- ・日本語の習得に役立つ資料の収集
- ・母語による絵本の読み聞かせを実施

読むことに困難を抱える子供への読書活動支援

- ・子供の一人一人の個性に適した、様々な形態の資料の収集と提供
- ・特別支援学校や発達支援学級、通級指導教室等での読み聞かせ活動の推進

中山間地域など遠隔地に住む子供への読書活動支援

- ・自動車文庫を活用した資料の提供
- ・図書資料のセット貸出

電子図書を取り入れた読書活動支援

- ・外国籍の子供への提供
- ・読書に困難を抱える子供への提供
- ・中学生・高校生への提供

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○計画策定の背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、浜松市域における交通安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の大綱として策定。 ・交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び国・県の計画を踏まえ、昭和46年から5ヶ年ごとに策定している。 <p>○第10次計画の目標及び令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次浜松市交通安全計画（平成28年度から令和2年度）の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和2年には人身交通事故件数が5,570件、死者数が17人となり、それぞれ、目標である6,000件以下、17人以下を達成した。 ・依然として悲惨な死亡事故や多くの交通事故が発生していることから、さらなる交通事故防止対策が必要である。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第11次浜松市交通安全計画（案） ※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内の人身交通事故の推移 ➢ 現状と課題 ➢ 基本理念 ➢ 基本方針 ➢ 重点施策 ➢ 推進体制 ➢ 計画期間・目標 ➢ 用語集 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方の公表時期 令和3年12月</p> <p>施行時期 令和4年1月</p>				
担当課	道路企画課	担当者	阿部 一樹	電話	457-2232

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第11次浜松市交通安全計画(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第11次浜松市交通安全計画(案)」とは

浜松市域の交通安全を推進するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、昭和46年から5ヵ年計画により継続して作成してきたもので、今回の計画は、第11次計画(令和3年度から令和7年度まで)となります。

本計画は、国及び県の計画を遵守する中で、浜松市の道路交通安全の大綱となる施策を「オール浜松体制」で推進するため、作成します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年9月15日(水)～令和3年10月15日(金)

3. 案の公表先

道路企画課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	道路企画課(市役所本館4階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 道路企画課あて
③ 電子メール	kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2232(道路企画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年12月(予定)に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

土木部道路企画課(TEL 053-457-2232)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要………… P 1
- 意見提出様式（参考）………… P 2
- 第 11 次浜松市交通安全計画（案）
 - はじめに
 - 市内の人身交通事故の推移
 - 現状と課題
 - 基本理念
 - 基本方針
 - 重点施策
 - 推進体制
 - 目標・計画期間
 - 用語集

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第 11 次浜松市交通安全計画（案）
趣旨・目的	浜松市交通安全計画は、国の交通安全基本計画及び静岡県交通安全計画を踏まえ、浜松市域における道路交通安全に関する長期的な施策の大綱を、総合的かつ計画的に推進するため策定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	浜松市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年から 5 ヶ年計画により継続して作成してきたもので、第 10 次計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度）の満了に伴い、第 11 次計画（令和 3 年度から令和 7 年度まで）を策定します。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<p>第 10 次浜松市交通安全計画（平成 28 年度から令和 2 年度）の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和 2 年には人身交通事故件数が 5,570 件、死者数が 17 人となり、それぞれ、目標である 6,000 件以下、17 人以下を達成することができました。</p> <p>しかしながら、依然として年間 5,000 件を超える多くの人身交通事故が発生し多くの尊い命が失われていることから、さらなる交通事故防止対策が必要です。</p> <p>引き続き交通事故ゼロの社会を目指し、国及び県の計画を遵守する中で、本市の事故特性を踏まえた人と交通環境を軸としたソフト・ハードの重点施策及び目標値などについて提案します。</p>
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県の計画を遵守した上で、本市の事故特性を踏まえた計画といたしました。 ・ 市内における交通安全に係る課題及び解決方針等を明確化し、また、市民に手にとりやすいものとして、図や写真等を含めたリーフレット型タイプの計画といたしました。
関係法令・ 上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 交通安全対策基本法 <li style="width: 50%;">・ 第 11 次静岡県交通安全計画 <li style="width: 50%;">・ 交通安全基本計画 <li style="width: 50%;">・ 浜松市交通安全条例
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<p>令和 3 年 9 月～令和 3 年 10 月 案の公表・意見の募集</p> <p>令和 3 年 11 月 案の修正、市の考え方を作成</p> <p>令和 3 年 12 月 意見募集結果及び市の考え方を公表</p> <p>令和 4 年 1 月 計画の施行</p>

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第11次浜松市交通安全計画(案)
意見募集期間	令和3年9月15日(水)～令和3年10月15日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 道路企画課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2232

E-mail : kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ● ページにある「○○○○」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ● ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ● ページに書いてある目標件数ですが、「○○件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ● ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

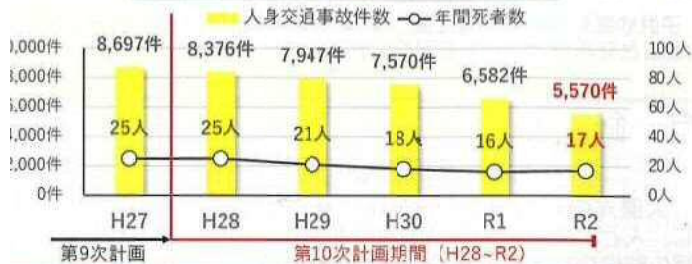
出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
をお待ちして
おるのじゃ!

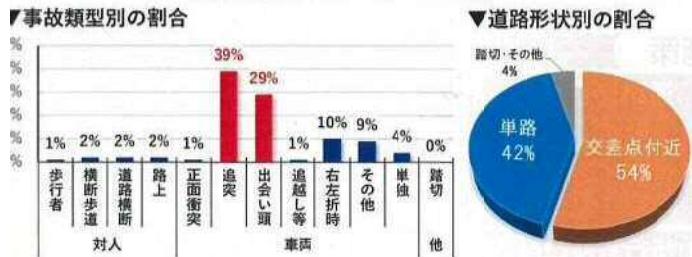
©浜松市

「年間人身交通事故の推移」



「人身交通事故の主な特徴」

(集計期間はH28~R2の5年間)



▼時間帯別の事故類別割合



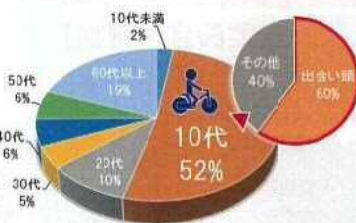
▼道路別の事故割合



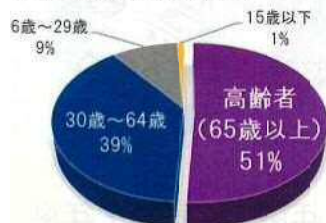
▼主な事故の原因の割合



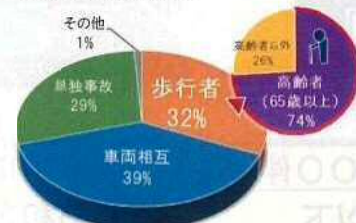
▼自転車事故の年代別の割合



▼世代別の事故死者数割合



▼状況別死者数割合



用語集

※ゾーン30 エリア …

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制すること。

※通学路交通安全プログラム …

園児・児童・生徒をはじめ、社会全体に対する「交通安全教育」を計画的に実施することにより、交通安全思想の普及徹底を図り、自ら危険を予測し回避する意識や能力を高めるとともに、他者の安全にも配慮する意識を向上させるための取組。

※浜松版MaaS構想 …

各種サービスとモビリティの連携による持続可能なまちづくりや生活サービスの維持・質の向上を目指すための指針として令和3年3月に策定。MaaSは、Mobility as a Serviceの略。

※ビッグデータ …

ICT(情報通信技術)の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。

※矢羽根型路面表示 …

車道における自転車通行位置を、自転車利用者とドライバーの双方に示す路面表示のこと。

※UD(ユニバーサルデザイン) …

ある特定の人のためだけでなく、能力や年齢、性別、国籍などの違いを超え、すべての人が暮らしやすいように、人づくりや環境づくりなどを行っているこうとする考え方のこと。

＜浜松市交通安全対策会議＞

条例に基づく市の附属機関で、浜松市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進する。また、市の区域における交通安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその施策の実施を推進する。

持続可能な開発目標(SDGs)への貢献



事務局 浜松市土木部道路企画課

住所 浜松市中区元城町103-2

電話: 053(457)2232

FAX: 050(3737)0045

E-mail: kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第11次浜松市交通安全計画(案)

[令和3年度~7年度]



浜松市
HAMAMATSU CITY

《はじめに》

浜松市域の交通安全を推進するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、国、県の計画を踏まえ、昭和46年から5ヶ年ごとに交通安全計画を策定し、交通安全に関する諸施策を進めてきました。

第10次浜松市交通安全計画(平成28年度から令和2年度)の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和2年には人身交通事故件数が5,570件、死者数が17人となり、それぞれ、目標である6,000件以下、17人以下を達成することができました。

しかしながら、依然として悲惨な死亡事故や多くの交通事故が発生していることから、さらなる交通事故防止対策が必要です。

このため、引き続き交通事故ゼロの社会を目指し、国及び県の計画を遵守する中で、浜松市の道路交通安全の大綱となる第11次浜松市交通安全計画では、本市の事故特性を踏まえた上で、人と交通環境を軸にしたソフト・ハード施策をオール浜松体制で推進します。

浜松市交通安全対策会議

市内の人身交通事故の推移

- 第10次計画期間の年間人身交通事故件数は、令和2年に5,570件となり、9次計画の平成27年の8,697件から3,127件減少した。
- 年間死者数は、平成28年には25人、令和2年には17人と減少傾向にある。
- 第10次計画の目標値の年間人身交通事故発生件数6,000件以下、年間死者数17人以下を達成した。

現状と課題

○市内で起きている事故の主な特徴

- 事故類型別**では、全体の約4割が追突事故、約3割が出会い頭事故であるため、これらの事故を防止することが重要である。
- 事故発生の**時間帯別**では、通勤・通学の時間帯に事故が集中しているため、この時間帯における事故削減を図る必要がある。
- 道路形状別**では、交差点付近での事故が多くみられる。また、幹線道路の渋滞を避けて生活道路に流入する車両による事故が懸念される。
- 主な事故の原因**は、「安全確認が不十分」(安全不確認)や「相手の存在を把握しながらも動きをよく見ていない」(動静不注視)が多いことから、こうした事故の抑止に努めなければならない。
- 自転車事故**の多くは10代に集中しており、その内約6割が出会い頭事故となっているため、その世代の交通安全意識の定着が重要である。

○交通安全思想の普及徹底

- 安全確認が不十分なドライバー、周りの歩行者や車両の存在を把握しながらも危険はないと判断して運転しているドライバーなどが、事故リスクを高めている。
- 人間はミスをするものとの前提の下で、ドライバーの危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故の防止が重要である。
- 歩行者や自転車の中にも、「無理な横断」、「ながらスマホ」など、安全を軽視した行動をする人がいる。こうした人の意識を変えるため、交通事故が生活に及ぼす影響を市民一人一人が自ら考え、納得して安全な交通行動ができることとともに、警察等による道路交通秩序の維持が重要である。

○高齢者等の安全確保

- 世代別の事故死者数**では、高齢者(65歳以上)の割合が約5割を占めており、**状況別**で見ると、歩行中に車両と衝突したくなる事故が約3割を占め、その内、高齢者が約7割となっていることから、高齢者と歩行者の安全確保が重要である。



基本理念

依然として年間5,000件を超える多くの人身交通事故が発生しており、子供や高齢者等が被害に遭う事故が後を絶たない。このようなことから、改めて「人優先」の考えのもと、交通安全思想の定着と交通環境の充実を図り、究極的には交通事故のない社会を目指す。

基本方針

「人に係る安全対策」

浜松市におけるすべての陸上交通において、安全な運転及び行動を行うためには、市民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築しようとする意識(当事者意識)を持つことが必要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

「交通環境に係る安全対策」

人優先の考えの下、円滑かつ安全な通行を推進するため、人と車両の混合交通の解消を図り、機能分担された道路網の整備や交通安全施設等の整備を図る。

【※】は用語集参照

人に係る安全対策		重点施策	交通環境に係る安全対策	
1 市内事故の特徴を知る	・事故の発生状況(危険箇所マップ等)や交通安全情報の積極的な発信と取得	1 道路交通環境の整備	・中央分離帯開口部の閉塞や交差点改良 ・ビッグデータ等を活用した事故分析と対策 ・生活道路での速度抑制対策	
2 交通安全思想の普及徹底	・各年代に応じた交通安全教育の推進 ・安全な道路横断の推進 ・交通指導取締りの推進	2 通勤・通学時間帯における安全確保	・注意喚起の実施(路面標示や看板設置) ・交通量の分散及び削減(時差出勤等)	
3 交通事故忌避意識の醸成	・街頭啓発、民間大型ビジョンを活用した広報・啓発の実施	3 歩行者及び自転車の安全確保	・安全な歩行空間と安全な横断の確保 ・矢羽根型路面表示等の設置等自転車走行空間の整備	
4 高齢者や障がい者及び子供の安全確保	・体験型交通安全教室を通じた身体能力の把握や交通マナーの習得 ・通学路交通安全プログラム等の推進	4 高齢者や障がい者及び子供の安全確保	・UD等に配慮した交通環境の整備 ・ゾーン30エリア等の拡充等の通学路や未就学児の散歩コースの安全対策	
5 先端技術の積極的活用	・衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全車の体験会等の実施と普及の促進	5 公共交通等の利用	・公共交通等の利用促進 ・浜松版MaaS構想に基づく異なる交通手段の連携や共助型交通の推進	



目標・計画期間

【目標】 年間人身交通事故件数：**2,500件以下** 【計画期間】 令和7年末までに 年間死者数：**12人以下** 令和3年度～令和7年度

南区地域力向上事業 提案書

提案者 区民生活課（五島協働センター）

氏名 石井 智也

連絡先 425-9147

次のとおり、事業を提案します。

事業名	天文台40周年記念特別講演会
実施時期	令和3年9月1日～令和4年1月31日
実施場所	浜松市五島協働センター 体育館
事業の目的	南区には浜松市内唯一の公開天文台があるが、全市的に見ても宇宙や天文現象への関心が薄く、天文台と科学館を混同している利用者もいるほど、知名度が非常に低いと言われている。そこで開設40周年を迎える天文台において、著名な講師による講演会を実施することにより、天文台をより身近に感じてもらうとともに、天文への興味・関心の向上を図る。併せて、市内で唯一の公開天文台として、南区と天文台を広くPRする事を目的としている。
事業の効果	天文学者として日本を代表する講師を招き、講演会を行うことによって、今まで天文台に足を運ばなかった地域住民に対し、知名度を上げる事が想定される。またTV等のメディアの最前線に立ち続け、書籍も多数発行している立場から天文・宇宙の紹介をする事で、更に多くの人たちに天文・宇宙に対する興味・関心が高まる事が期待できる。併せて南区には市内唯一の公開天文台があるという事で南区のPRにつなげていく。
事業の内容	著名な講師による講演会を実施し、浜松市天文台が40周年を迎えるにあたり、40年前の天文学を振り返りながら、現在・未来の天文と宇宙の面白さを紹介する。 テーマ：天文学の40年と、未来の天文・宇宙 講師：渡部 潤一（天文学者・理学博士・国立天文台副台長） 開催日：12月11日（土曜日）13：30開演 会場：浜松市五島協働センター 体育館 定員：80名程度（コロナ感染状況により変更あり） ※併せてズームによるライブ配信を行う。
備考	<ul style="list-style-type: none">・開催日は天文台まつりの1日目と同日に開催する。・告知及び募集は協働センターだより・ポスターを活用する。・受付方法は直接申込・メール申込（QRコード）・ハガキ申込で行い、抽選とする。・本事業は、天文台事業協力者の会への業務委託により実施する。・動画配信については他団体に協力を依頼する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度区役所費予算要求の概要				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和4年度浜松市予算の編成に関して、南区役所費の予算要求を行う。</p> <p>各政策・事業の選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）、デュアルモード社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく。</p>				
対象の区協議会	南区協議会				
内 容	令和4年度南区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和3年10月8日（金） 第5回南区協議会開催時				
担当課	南区区振興課	担当者	松野 吉司人	電話	053-425-1120

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

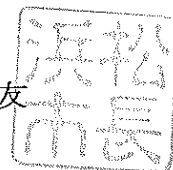
第8号様式

浜市協第108-2号

令和3年9月24日

南区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

令和4年度 南区役所費 予算要求案の概要

南区役所

(単位：千円)

費用項目	4年度当初 予算要求額 A	3年度当初 予算額 B	増減 (A-B)	内 容
南区役所費	172,734	166,402	6,332	
区管理運営事業	54,674	52,177	2,497	南区内の市有財産、南区役所庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	54,115	47,453	6,662	区内5協働センター及び天文台の維持管理経費
区協議会運営事業	328	300	28	南区協議会運営経費
地域力向上事業	7,589	8,981	△ 1,392	市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金） 区民活動・文化振興事業 区課題解決事業
行政連絡文書配布事業	36,678	35,810	868	広報はままつ等文書配布業務委託料
自治会振興事業	19,350	21,681	△ 2,331	自治会集会所整備費助成事業（補助金） 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）

※人件費は除く

※予算要求額は、令和3年9月24日現在の額であり、変更となる場合があります。

令和4年度 南区地域力向上事業 予算要求予定事業一覧

事業名		事業目的・内容等	予算要求額 (千円)	過去5年の事業実績				
				H29	H30	H31	R2	R3
市民提案による住みよい地域づくり助成事業 (補助金)		団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し補助金を交付する。	2,700	—	—	—	—	—
区民活動・文化振興事業	ビーチバレーを楽しみながら自分の未来を想像してみよう！	江之島ビーチコートを活用し、ビーチバレー教室及び選手との交流事業を開催することにより、ビーチコートの認知度向上を図るとともに、子ども達に未来を考える機会を提供する。	852					●
	【新規】南区アーチェリー振興事業	令和3年度に供用開始となった新アーチェリー場を活用し、小学生高学年～中学生を対象にアーチェリー体験イベントを開催する。	778					
(区民活動・文化振興事業 小計)			1,630					
区課題解決事業	南区交通安全啓発事業	交通安全教育の実施や各種グッズ等の配布を行い、交通安全の意識啓発を図る。	1,100	●	●	●	●	●
	中田島ナイトフェスタ	南区の特性を生かしたイベント等を実施し、市内有数の景観スポットである中田島地域の誘客促進を図る。	1,994			●	●	●
	【新規】高齢者交通安全啓発事業	高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、加齢に応じた望ましい運転の在り方や、高齢者に多い歩行中の事故及びその対策等について学ぶことにより、高齢者への交通安全の意識啓発を図る。	165					
	協働センターを核とした地域課題解決事業	協働センターで実施する地域に密着した課題解決事業	(未定)	●	●	●	●	●
(区課題解決事業 小計)			3,259					
地域力向上事業 合計			7,589					

※予算要求額は、令和3年9月24日現在の額であり、変更となる場合があります。